

2000年9月14日
(平成12年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

死者の個人情報の開示請求について（答申）

2000年（平成12年）9月14日付けで諮問された、死亡した妻の市民病院のカルテ（以下「請求情報」という。）の開示請求が夫に認められるか否かについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

請求者の請求情報に対しての開示請求は、請求者の個人情報に該当しないので、認めない。

2 審議会の判断理由

藤沢市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第1項の「個人」とは「自然人をいう」としているので、死者の個人情報は原則、開示請求の対象とならない。

しかしながら、同条項の解釈運用では、死者の個人情報のうち、請求者自身の個人情報でもありと考えられるものについては、例外的に開示請求の対象としている。

情報の性質上、請求者自身の個人情報でもありと考えられるものは、次のとおりである。

ア 死者の財産が、相続によって相続人である請求者、又は遺贈によって受遺者となった請求者に承継された場合は、請求者は死者と同一の法的地位にあるものであるから、請求者に帰属することが証明された財産に関する情報

イ 請求者が死者である被相続人から相続したことが証明された不法行為による損害賠償請求権に関する情報

ウ 近親者固有の慰謝料請求権等、死者の死に起因して、相続以外の事由に
因り請求者が取得したことが証明された財産権に関する情報

なお、相続財産の帰属について争いがある場合、請求者に相続された財産であることが明らかでない場合、遺贈に因る財産の帰属が明らかでない場合、遺産分割協議中であること等の理由で、具体的な財産権として確定していない場合等にあつては、審議会の意見を聞くことが必要とされている。

しかしながら、請求情報は、前記ア、イ、ウのいずれにも該当すると認められない。

よって、本件請求は、請求者の個人情報に対する開示請求ではないので、認めない。

以 上